

性的少数者の人権を尊重する性別記載及びジェンダー統計に関する指針(素案)

日本の総人口の約 8%を占めるとされる性的少数者の人権については、法務省が主な人権課題として「性的指向」「性同一性障害者」を掲げるなど、その人権の擁護が近年大きな社会課題となっています。

市としては、性的少数者が行政手続きにおいて不快感を覚えることのないよう、各種様式・調査票などの性別記載についてその必要性を見直し、不要なものを撤廃する取り組みが求められています。特に身体と心の性別が異なる性同一性障害・トランスジェンダーの当事者は、戸籍上の性を見かけが異なることがあり、性別確認がカミングアウト(自らが性的少数者であることの告白)を求めることと同義であり精神的な苦痛を感じたという例があります。

一方で、男女共同参画の効果的な推進のため、生活のあらゆる分野において女性と男性がおかれた状況の違いや不平等について統計的に把握すること(ジェンダー統計)も必要な状況です。

これらのことを踏まえ、性的少数者の人権の擁護とジェンダー統計の両立のため、下記のとおり指針を定めました。

- 1 原則として、法令又は県例規に定められたものなど市で変更できないものを除き、各種手続きの申請様式などの必要のない性別記載は削除する。本人確認のため性別記載欄を設けている場合でも、生年月日や住所による確認など他に代替手段があれば削除する。なお、氏名による確認は、トランスジェンダー当事者の場合、名前から想定される性別と見かけが異なるため名前で呼び出されることを望まない人もいるため、名字のみでの呼び出しに留めるなど配慮する必要があります。
(例：各種申請・届出様式など)
- 2 調査研究等やニーズ把握など統計的調査のため、属性として性別の把握が必要であれば、性別記載欄を設定しても良い。ただしその場合、男女の択一となる様式は使用せず、以下のように設定する。
(例：意識調査の調査票、利用者・参加者アンケートなど)
(ア)性別確認が必須の場合は、以下のように対応する
 - ① 自書式とし、任意の性別を記入できるようにする
 - ② 自書式とすることが様々な理由で不適当な場合は、性別の選択肢を「男・女・その他」にする
(イ)性別確認が必須ではない場合は、性別の記入が任意であることを明記する(「性別を記入したくない場合は空欄で結構です」と明記するなど)
- 3 例規で定められた様式については、他の理由による例規の変更に合わせて性別記載欄を変更するなど、着実な変更をお願いいたします。

フローチャート

- 性別記載は必要か
 - 本人確認のため求めている
 - ◇ 他に代替する手段はないか
 - 代替手段として「住所」「生年月日」などがあれば削除する
 - 性別情報が調査分析やニーズ・利用動向把握のために設けられている場合、収集した性別情報は実際に活用されるのか
 - ◇ 活用されない(念のため聞くなど)⇒不要なので、削除対象
 - ◇ 活用される
 - 性別情報は、クロス集計・分析等で必須の場合は、自書式もしくは男女その他で聞くこととする(男女択一は禁止)
 - 必須ではない場合は、性別の記入が任意であることを明記する
 - 法令・県例規などにより定められており、市の判断で変更できない
⇒見直し対象外

【庁内への周知について】

- ・ 今回の審議会で頂いた意見をもとに、指針案を修正し、庁内に通知します
- ・ 庁内への通知と併せて、外部に指針を公表することで、市が性的少数者にとってフレンドリーであることを明確にします

性的少数者及びジェンダー統計について【参考資料】

1 性的少数者とは？

レズビアン・ゲイ（同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生物学的な性と、自分で認識している性が一致しない人）など、性のあり方に関して少数派の人々は、セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ、性的少数者）と呼ばれており、狭義でのセクシュアル・マイノリティの総称としてLGBTが使われることがあります。

法務省では、主な人権課題として「性的指向」「性同一性障害者」を掲げています。また、当市の男女平等推進行動計画でも、性的少数者の人権尊重を主な課題としてとらえています。

2 性の多様性とは？

性の多様性について理解するには、「性の三要素」、すなわち、(1)「生物学的な性」（出生時に割り当てられた性: Sex) (2)「性自認」（自分で認識している性: Gender Identity) (3)「性的指向」（どのような性別の人が恋愛や性愛の対象となるか: Sexual Orientation) という三つのポイントを押さえることが重要です。

(ア)「生物学的な性」とは、生物としてのヒトを外性器・内性器の形状や性染色体等によって分類される「メス」「オス」という2つのカテゴリーのことです。「からだの性別」と呼ばれることもあります。必ずしも「メス」「オス」の典型例に二分されるわけではなく、染色体や生殖腺、もしくは解剖学的な性の発達が先天的に非定型的である性分化疾患(インターセックスと呼ばれることもあります)の人々もいます。

(イ)「性自認」とは、「私は女である」「私は男である」等の、自分がどの性別であるか又ははないかということについての内面的・個人的な認識をいいます。「こころの性別」と呼ぶこともあります。

「性自認」は、「生物学的な性」と必ずしも一致せず、「性自認」（こころの性別）と「生物学的な性」（からだの性別）が一致していない人のことをトランスジェンダー (Transgender) といいます。トランスジェンダーの人々を、医学的には性同一性障害と呼ぶこともあります。

性自認は女性、男性のどちらかに必ず分類されるわけではなく、どちらの性別でもない(Xジェンダー)人や、時期によって自らの性別認識が揺らぐ人、あるいは決めつけたくない人と認識している人もいます。

性自認は自分の意思で変えることは困難です。性別への違和感に苦しむ場合には、

外見の性別をホルモン療法や手術によって変更する治療を選択することができますが、性自認を変えることはできません。我が国では、性同一性障害者特例法により、一定の要件を満たしたトランスジェンダーの人たちは戸籍上の性別を変更することができます。

(ウ)「性的指向」とは、恋愛や性的な関心・興味が主にどの性別に向いているか、どのような性別の相手との間で情緒的に親密な関係性を築きたいかをいいます。

性的指向が同性のみに向いている人はレズビアン(女性同性愛者)・ゲイ(男性同性愛者)、同性にも異性にも向いている人はバイセクシュアル(両性愛者)、異性のみに向いている人はヘテロセクシュアル(異性愛者)と呼ばれます。また、恋愛感情や性的関心・興味が生じない人(無性愛者)も存在します。

性的指向は、自分の意思で変えられるものではありませんし、医学的異常でもありません。同性愛について世界保健機関(WHO)は 1993 年に「いかなる意味でも治療の対象とはならない」としています。

性の多様性について一般には、「生物学的な性」3通り×「性自認」3通り×「性的指向」3通りの計 27 通りあるとよく言われていますが、厳密にいうとそれぞれの性別はグラデーションのように分布していることを理解する必要があります。例えば、著名なソーシャルネットワークサービスであるフェイスブックの英語版では、50 種類以上の性別が設定可能です。

特に、トランスジェンダー・性同一性障害の当事者は、戸籍上の性と見かけの性が異なることから、市役所での手続きでも多くの障害があります。性同一性障害者特例法により戸籍上の性別を変更した当事者もいますが、これには本人が成人であること、未婚であること、未成年の子どもがいないこと、身体的特徴を変更する性別適合手術を受けることなどの要件があります。これは当事者にとっては高いハードルであり、同法による性別変更をためらったり、あえて望んだりしない当事者も多い状況です。つまり、トランスジェンダー・性同一性障害の当事者の中で、実際に戸籍上の性別を変更している人はそのうちの一部だということです。

(以上は、大阪市作成「LGBT などの性的少数者に配慮した行政窓口での対応手引き」(平成 29 年 3 月)を参考に作成しました。)

3 ジェンダー統計とは？

国連では、ジェンダー統計とは、「生活のあらゆる分野の女性と男性の状況における差

異及び不平等を適切に反映している統計」と定義しています(The world's Women 2005 Progress in Statistics, 2006)。

その特徴として、以下のとおり定められています。

- ① データが性別に収集・表象される
- ② データがジェンダー問題を反映している
- ③ データが女性と男性の多様性を適切に反映するとともに、男女の生活のあらゆる側面を適切にとらえる概念・定義に基づいている
- ④ データ収集の方法がジェンダーバイアスを導き得るステレオタイプや社会的文化的要因を考慮に入れている

言い換えれば、社会のあらゆる分野において、性別による差が、どのような違いや不平等をもたらしているかを把握する統計であり、男女共同参画の推進に関する課題の把握分析のためには不可欠です。

(以上は内閣府男女共同参画局作成資料『『ジェンダー統計』をめぐる最近の動向等について』(平成 25 年 6 月 21 日)をもとに作成しました)